

意見内容等について

	項目	意見の内容	意見に対する考え方	政令(案)の修正
1	全般	・ 特定給付金の支給の限度となる期間は、施設・区域毎だけでなく、部分引渡しになった場合には、部分引渡し毎に定めることができるようにすべき。 ・ 特定給付金の支給の限度となる期間は、駐留軍用地跡地の規模（面積）に応じた期間の設定をすべき。 ・ 区画整理事業地域内でも、使用収益の開始時期が早いところ、遅いところがあるため、地権者の不利益につながらないように最終の使用収益時期に基準を置くべき。	特定給付金の支給の限度となる期間は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第２９条第２項に基づき、当該駐留軍用地跡地における土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定めることとされています。 このことから、政令で定める期間は、駐留軍用地跡地の面積規模にかかわらず、当該跡地における各土地区画整理事業の施行区域毎に、使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して判断することとなります。	なし
2	全般	・ 引渡し後、仮に土壤汚染や廃棄物等が確認された場合には、期間を変更することができるようにすべき。 ・ 特定給付金期間終了後に、建物等を建てる時、土壤汚染や不発弾等が発見された場合、その除去に要する期間について特定給付金が支払われるようにすべき。 ・ 直接米軍に起因するものではないが、埋蔵文化財の発掘、国道・県道事業に伴う事業計画変更についても十分考慮し、特定給付金の支給期間については、弾力的に期間の変更ができるようにすべき。	沖縄県における駐留軍用地跡地については、米側からの返還後、法第８条第７項に基づき、国において支障除去措置を適切に実施した上で、地権者の方々に引渡しを行っているところであり、引渡し後において新たな土壤汚染等が発見される可能性は極めて低いものと考えられることから、これによる特定給付金の支給の限度となる期間の延長については想定しておりません。 また、当該跡地における土地区画整理事業の進捗に当初計画より遅れが生じた場合においても、跡地利用に向けたインセンティブが失われるおそれがあることから、原則として、支給の限度となる期間の延長は念頭に置いておりません。	なし
3	全般	・ 政令を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村、土地区画整理事業施行者、駐留軍用地跡地の所有者、土地連、県等と協議を行うべき。	支給の限度となる期間を定める際には、必要に応じて、地元関係者等の御意見も伺ってまいります。	なし